

山形市再犯防止推進計画の概要

第1章 計画の策定に当たって

●計画策定の背景と目的

- 全国の刑法犯の認知件数は平成14年をピークに減少し、令和2年は戦後最少を更新した。一方、刑法犯により検挙された再犯者は平成18年をピークに減少しているが、それを上回るペースで初犯者が減少していることから、検挙人員に占める再犯者の比率は一貫して上昇している。
- こうした現状の中、国において平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が公布・施行され、同法に基づき、平成29年12月に再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)が策定された。
- 再犯防止推進法では、地方公共団体は、再犯の防止等に関しその地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有すること、推進計画を勘案し地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることが規定されており、これらを受けて山形県では、令和3年3月に「山形県再犯防止推進計画」を策定した。
- こうした国や県の動きを受け、山形市では、罪を犯した人等が孤立することなく、住民の理解と協力を得て、社会の一員として円滑に復帰することができるよう支援することで、すべての住民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、山形市再犯防止推進計画を策定する。

●本計画の位置づけ

- 再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」。
- 山形市の最上位計画である「山形市発展計画2025」や、福祉分野の上位計画である「第3次山形市地域福祉計画」を踏まえながら、山形市における再犯防止に関する各種施策・取組をとりまとめた個別計画として位置づけ。

●計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

●計画に基づく再犯防止施策の対象者

不起訴処分になった人、罰金・科料を受けた人、執行猶予者、矯正施設(刑務所、少年院等)出所者、非行少年又は非行少年だった人等のうち、支援が必要な人。必要に応じてこれらの家族。

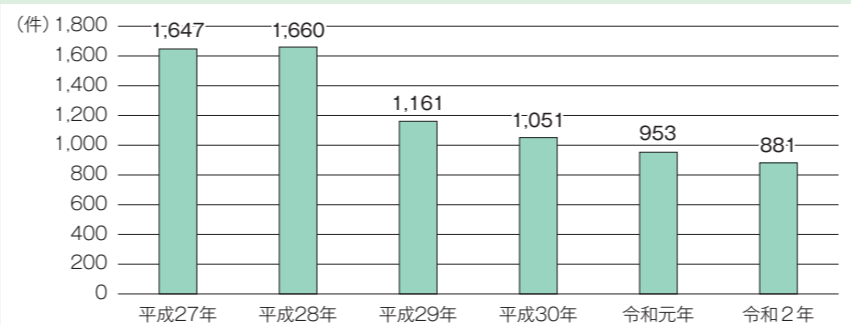
●SDGsとの関係について

再犯防止推進計画の基本方針の一つである「誰ひとり取り残さない」社会の実現はSDGsの理念とも合致するため、再犯防止施策と関連する下記SDGsのゴールの視点を持ちながら取組を行う。



第2章 山形市における再犯防止を取り巻く状況

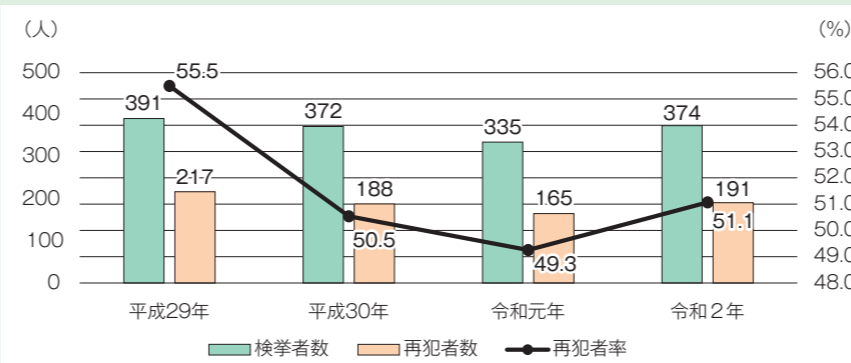
◆刑法犯認知件数の推移(山形市)



(出典：山形県警察本部 山形県内の犯罪統計)

- 山形市における刑法犯の認知件数は、年々減少している。令和2年は881件で、平成27年と比較すると766件減少し、割合にして約46.5%減となっている。

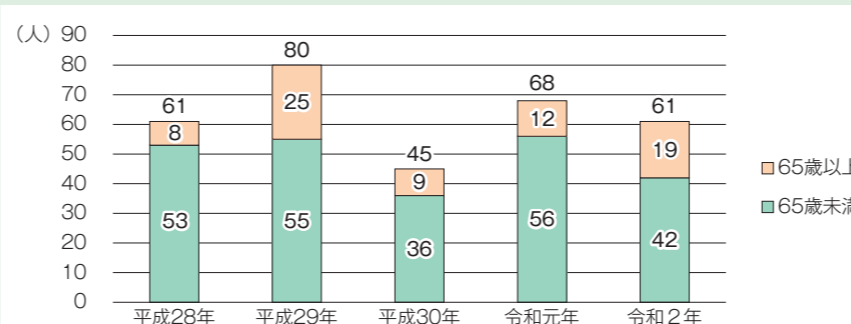
◆刑法犯検挙者(少年を除く)中の再犯者数及び再犯者率の推移(山形警察署管区内)



(出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)

- 山形警察署管区(山形市、山辺町、中山町)内の少年を除く刑法犯検挙者における再犯者数は減少傾向にあったが、令和2年は前年から増加し、191人だった。
- 再犯者率も平成29年以降は減少傾向にあったが、令和2年は前年から増加し51.1%となっている。

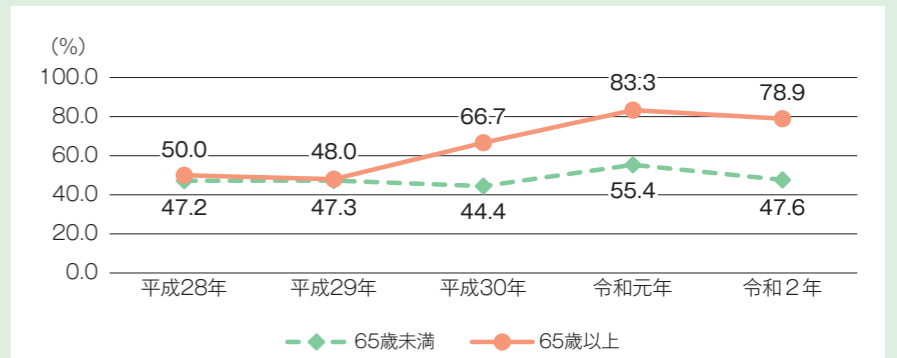
◆年齢別 新受刑者数の推移(山形県)



(出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)

- 令和2年の新受刑者(その年に新たに刑事施設に入所した者)で、犯罪時に山形県に居住していた人は61人だった。うち、65歳未満は42人、65歳以上の高齢者は19人となっている。

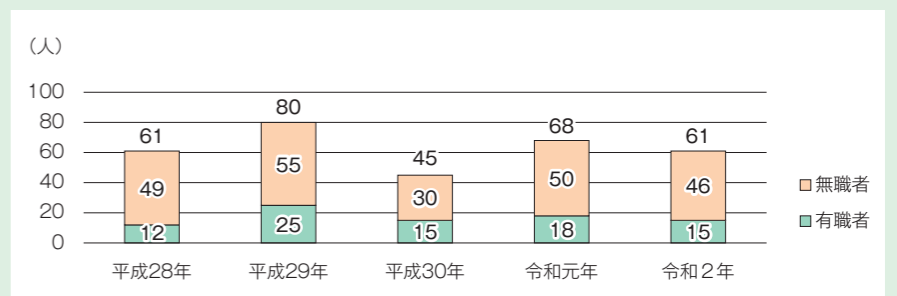
◆年齢別 再入者率の推移(山形県)



(出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)

- 令和2年の再入者率(新受刑者のうち刑事施設に再入所した人の割合)を見ると、65歳未満では47.6%であるのに対し、65歳以上の高齢者は78.9%と、高齢者の方が31.3ポイント高い。

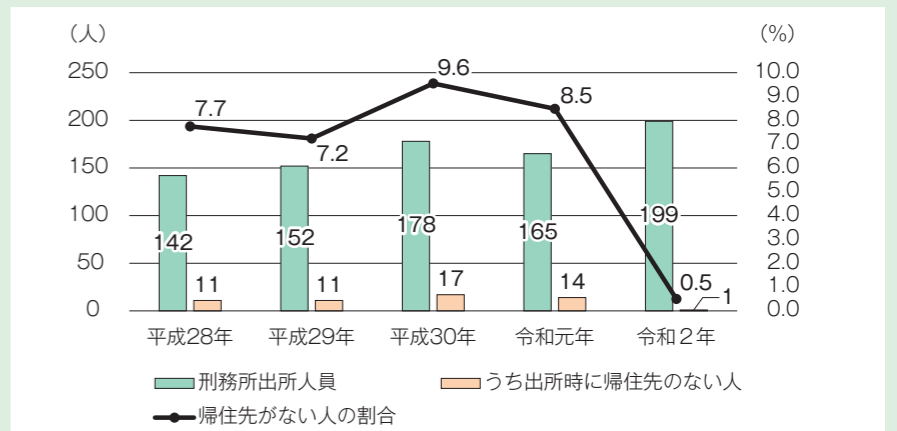
◆就業状況別 新受刑者数の推移(山形県)



(出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)

- 令和2年における新受刑者61人を犯行時の就業状況別に見ると、有職者が15人、無職者が46人と、無職者が有職者の約3.1倍となっている。過去5年においても同傾向で、一貫して犯行時無職だった人の方が多い。

◆刑務所出所時に帰住先がない人の数及び割合の推移(山形県)



(出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)

- 令和2年において、山形刑務所から出所した際に帰住先がなかった人は1人で、出所人員199人に占める割合は0.5%となっている。平成28年以降、帰住先のない人の数・割合ともに概ね横ばいとなっていたが、令和2年は大きく減少した。

第3章 計画の体系・第4章 施策の展開

重点目標1 住居及び就労の確保

施策 (1) 住居の確保に向けた支援

◆現状と課題

- 令和2年に全国の刑務所から出所した人のうち、17.3%が帰住先の確保ができていない。
- 親族や身元保証人がいないことにより、賃貸住宅等の契約が難航する場合もある。

→住居が確保されない状態では安定した社会生活を営むのが困難なため、住居の確保に向けた支援が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼セーフティネット住宅の供給
- ▼市営住宅の供給
- ▼住居確保給付金の支給
- ▼居住支援協議会の開催
- ▼更生保護施設等の活用

施策 (2) 就労先の確保に向けた支援

◆現状と課題

- 刑務所入所者の犯行時における就労状況を見ると、有職者に比べて無職者が倍以上多い。再入者ではその傾向が高まる。
- 罪を犯した人が就労先を探す場合、罪を犯した過去や就労に必要な知識や資格を有しないことが忌避される場合がある。

→就労は生計の安定や自分自身の個性の発揮などにつながるとともに、再犯防止にも大きな役割を持つため、就労先の確保に向けた支援が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼生活困窮者等への就労支援
- ▼高齢者等への就労支援
- ▼障がい者に対する就労支援
- ▼協力雇用主に対する建設工事の競争入札における優遇措置

重点目標2 保健医療・福祉サービスの利用促進

施策 (1) 高齢者・障がい者・生活困窮者等への支援

◆現状と課題

- 高齢者の再入者率が65歳未満の人に比べて高い。
- 知的障がいのある受刑者も再犯に至るまでの期間が短い。
- 罪を犯す人の中には、複雑化・複合化した問題を抱えている人もいる。

→高齢者や障がい者、生活困窮者など、福祉的な支援が必要な人が適切な福祉サービスを利用できるよう、多機関で連携した支援が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼重層的支援体制整備事業の実施
- ▼支援会議の開催
- ▼福祉まるごと会議の開催
- ▼高齢者に対する支援
- ▼障がい者に対する支援
- ▼生活困窮者に対する支援

施策 (2) 依存を有する人への支援

◆現状と課題

- 犯罪を繰り返す人の中には薬物依存やアルコール依存、ギャンブル依存等様々な依存を有する人がいる。
- 依存症は自分の意志のみで止めることが困難。

→依存症を一人で抱え込まないよう、適切な相談窓口の周知や啓発が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼こころの健康についての相談及び関係機関の周知
- ▼薬物乱用防止の啓発

重点目標3 地域帰住に向けた効果的な支援

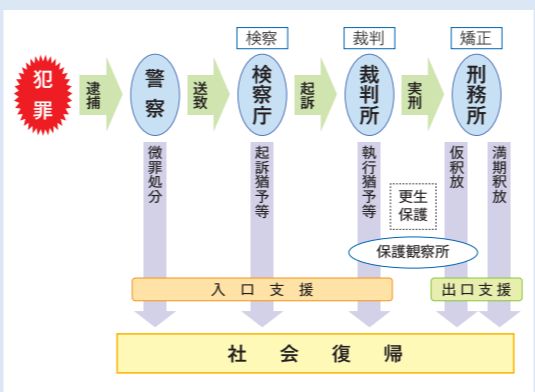
施策 (1) 刑事司法手続の段階に応じた支援

◆現状と課題

- 罪を犯した人のほとんどは刑務所等の刑事施設に入所せず、各刑事司法手続の段階に応じて社会復帰に至り、地域社会に戻る。

→罪を犯したが起訴猶予や執行猶予等になり、刑務所等へ入所しない人への入口支援も重要。

【刑事司法手続と社会復帰のイメージ図】



◆関連する取組・施策

- ▼山形地方検察庁と連携した支援
- ▼山形県地域生活定着支援センターと連携した支援



重点目標4 少年の非行防止と修学支援

施策 (1) 非行の未然防止に向けた支援

◆現状と課題

- 非行に至る背景には、規範意識の低下や家庭や地域社会における教育機能の低下、孤独など様々な要因がある。
- 非行やその過程を原因として、学校を中退する生徒も多い。

→関係機関と連携を図りながら、非行の未然防止に向けた取組が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼街頭指導の実施
- ▼少年相談の実施
- ▼青少年健全育成講演会の開催
- ▼「いじめ・非行をなくそう」県民運動への取組
- ▼インターネット等安全パトロールの実施

施策 (2) 学校等と連携した修学支援

◆現状と課題

- 令和2年、犯罪時山形県に居住していた新受刑者のうち、3割以上が高等学校を卒業していない。

→青少年期に適切な学習機会を与えられることは、個人の人格形成や自立した社会の一員となるために重要であることから、学校等と連携した修学支援が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーク・コーディネーターの配置
- ▼いじめ防止の対策推進
- ▼生活困窮世帯の子どもの学習支援・生活支援

重点目標5 民間協力者の活動促進と広報活動の推進

施策 (1) 民間協力者の活動への支援

◆現状と課題

- 再犯防止や更生保護に係る施策の実施は様々な民間ボランティアや民間団体に支えられている。
- 罪を犯した人は社会から孤立してしまう場合があるため、理解ある支援者が必要。
- 再犯防止や更生保護に係る民間協力者の高齢化や担い手の不足という課題がある。

→民間協力者は再犯防止や更生支援を推進するうえで大きな存在であることから、活動の支援が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼更生保護団体への支援
- ▼防犯協会への支援
- ▼社会福祉法人への支援
- ▼協力雇用主に対する建設工事の競争入札における優遇措置（再掲）

施策 (2) 広報・啓発活動の推進

◆現状と課題

- 罪を犯した人等が社会復帰するためには、自らの努力に加えて、地域住民の理解と協力が必要。
- 再犯防止に関する取組は住民にとってなじみが薄い状況。

→関係機関と連携し、犯罪を防ぐ活動や取組の広報・啓発が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼「社会を明るくする運動」の推進
- ▼再犯防止啓発月間等における広報・啓発
- ▼人権週間における広報・啓発

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

- 国・県の機関など関係団体で構成する「山形市再犯防止推進協議会」との連携協力のもと、再犯防止に関する施策を推進する。
- 再犯防止に係る施策の担当課による関係課長会議を適宜実施し、庁内における再犯防止の取組の情報共有、連携強化を図る。

2 計画の進捗管理

- 庁内の関係課長会議や山形市再犯防止推進協議会において進捗管理を行いながら、PDCAサイクルを活用し、本計画の実行、評価、見直し、次期計画の策定へとつなげていく。